

## Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するイベント（以下「見える化イベント」という。）の趣旨に賛同する法人及びその他団体（以下「法人等」という。）が、見える化イベントに協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

## (協賛)

第2条 この要領において協賛とは、法人等が実行委員会に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

## (1) 資金協賛

見える化イベントの準備及び運営に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

## (2) 物品協賛

見える化イベントの準備及び運営に要する物品、資材等（以下「協賛品」という。）の提供又は無償貸与

## (3) 広報・PR協賛

見える化イベントの広報若しくはPRの実施又は媒体の提供

## (4) その他協賛

前各号の他、効果的な見える化イベントのために必要な取組の実施

2 前項第1号に規定する協賛金の提供については、5万円を1口とする。

3 第1項第2号から第4号までに規定する協賛の内容については、協賛を行おうとする法人等と実行委員会とが協議し決定する。

## (申込受付期間)

第3条 協賛の申込みを受け付ける期間は、実行委員会会長が別に定めるものとする。

## (協賛の申込等)

第4条 協賛を申し込む法人等（以下「申込者」という。）は、あらかじめ「Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛申込書」（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出する。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合であって、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、「Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛申込受理通知書」（別記様式第2号）により受理した旨を通知する。

(協賛金の振込等)

第5条 第2条第1項第1号の協賛の申込者は、前条第2項による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込の方法により、実行委員会会長が別に定める期日までに協賛金を納付する。なお、振込に係る手数料は申込者の負担とする。

- 2 協賛金の受領書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、実行委員会は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、領収書を発行することができる。

(協賛品の受納等)

第6条 第2条第1項第2号の協賛の申込者は、受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法により、期日を調整の上、協賛品を納入する。

- 2 複数の申込者から同一の物品協賛の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合は、申込順に受理する。
- 3 実行委員会は、協賛者の希望により、受領書を発行することができる。

(広報・PR協賛)

第7条 第2条第1項第3号の協賛の申込者は、受理通知を受けたときは、内容の詳細について、事前に実行委員会と協議の上、広報若しくはPRの実施又は媒体の提供を行う。

- 2 協賛者は、前項の協賛を実施後、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

(協賛の特典)

第8条 協賛者の特典は、実行委員会会長が別に定める。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを次の各号のいずれかに掲げる経費にのみ充てることとする。

- (1) 既存の機会を活用したライトアップ、プロジェクションマッピングへの電力供給に要する経費
- (2) 水素エネルギーイベントに要する経費
- (3) 主要公共交通施設での水素で発電した電気を活用したPRに要する経費

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を「Tokyoスイツ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛申込不受理通知書」（別記様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は見える化イベントを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
  - (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるもの
  - (3) 見える化イベントの品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのあるもの
  - (4) その他法令又は公序良俗に反するもの等実行委員会会長が不相当と判断するもの
- 2 実行委員会会長は、実行委員会が協賛金又は協賛品を受領後に、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対しその旨を通知するとともに協賛金又は協賛品若しくは協賛者が実行した当該協賛の内容に相当する金額を返戻する。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、事務局長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、実行委員会設立の日から施行する。

別記様式第1号

Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛申込書

年 月 日

Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会  
会長 殿

住所又は所在地

名称

代表者（役職・氏名）

印

Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会への協賛について、Tokyoスイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛要領第4条第1項の規定に基づき、以下のとおり申し込みます。

1 協賛の形態（該当するものを○で囲んでください）

資金協賛 ・ 物品協賛 ・ 広報・PR協賛 ・ その他協賛

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

納入予定時期	年 月
金 額	金 円

(2) 物品協賛

納入予定時期	年 月
品 名	
数 量	
仕 様 等	
付 属 品 等	
提 供 方 法	提 供 ・ 貸 与
価 格	

(3) 広報・PR協賛

実施予定時期	
内 容	
価 格	

(4) その他協賛（協賛内容を具体的にご記入ください。）

内 容	
-----	--

3 連絡先

担 当 者		所 属 ・ 役 職	
電 話		F A X	
メ ー ル			

Tokyo スイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛申込受理通知書

殿

Tokyo スイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会

会 長

このたびは、Tokyo スイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会への協賛申込みをいただき、ありがとうございました。

年 月 日付けで申込みのあった下記協賛について、Tokyo スイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛要領第4条第2項の規定に基づき、受理しましたのでお知らせいたします。

協賛金につきましては、別紙「Tokyo スイソ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛金のお振込等のご案内」のとおり期限までに納付いただきますようお願いいたします。

記

1 受理年月日 年 月 日

2 協賛の形態 資金協賛 物品協賛 広報・PR 協賛 その他協賛

3 協賛の内容 金 円

第 号

年 月 日

Tokyo スイッチ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会協賛申込不受理通知書

\_\_\_\_\_ 殿

Tokyo スイッチ推進チーム水素エネルギー見える化実行委員会  
会 長

年 月 日付けで申込みのあった協賛については、下記の理由により受理  
しないことと決定したので、Tokyoスイッチ推進チーム見える化実行委員会協賛要領第9条  
の規定に基づき通知します。

記

1 不受理の理由